

華誠の法務ニュースレター

2021年10月 第23号

華誠の動向

第3回華誠フォーラム -- データ開放と競争サミットフォーラムが無事閉幕

華誠パートナーが第18回上海知的財産権国際フォーラムに出席、基調講演を行う

法律の動向

国家発展改革委員会が「市場参入ネガティブリスト（2021年版）」について意見募集

知的財産権

国家知識産権局が「知的財産権の故意侵害」の認定基準に関する事項を明確化

データセキュリティとコンプライアンス

情報安全標準化委が「情報安全技術 自動車に係る収集データの安全要件」について意見募集

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから渉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の渉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市渉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号: 200031
電話: (86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス: (86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C
郵便番号: 100027
電話: (86-10) 66256025
ファックス: (86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室
郵便番号: 150010
電話: (86-451) 8457-3032
ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号: 730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所:

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 丁:
264000
E-mail: gansu@watsonband.com

広州事務所:

広州市天河区華夏路 30 号富力盈通ビル 3708 室
電話: 020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所:

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話: 0371-86569881

蘇州事務所:

蘇州ハイテク産業開発区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟
507 室
電話: 0512-68431110

成都事務所:

成都市高新区天府大道北段 1199 号成都銀泰中心 3 号館 22 階 2203、2204
電話: +86-13398190635



今期の内容

華誠の動向

- 第3回華誠フォーラム ― データ開放と競争サミットフォーラムが無事閉幕 ……………4
- 華誠パートナーが第18回上海知的財産権国際フォーラムに出席、基調講演を行う ……………4

法律の動向

- 国家発展改革委員会が「市場参入ネガティブリスト（2021年版）」について意見募集 ……………5
- 最高人民法院が中級人民法院の管轄する第一審民事事件の基準を調整 ……………5

知的財産権

- 国家知識産権局が「知的財産権の故意侵害」の認定基準に関する事項を明確化 ……………6

データセキュリティとコンプライアンス

- 情報安全標準化委が「情報安全技術 自動車に係る収集データの安全要件」について意見募集 ……………7
- 工業・情報化部が「工業・情報化分野でのデータセキュリティ管理方法」について意見募集 ……………7

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

第 3 回華誠フォーラム -- データ開放と競争サミットフォーラムが無事閉幕

2021 年 10 月 14 日、華誠律師事務所、華誠知識産権代理有限公司、華東政法大学データ法研究センターが主催し、理購（上海）企業服務有限公司が協賛した「第 3 回華誠フォーラム」が上海市錦江ホテルの小ホールにて無事閉幕した。

今回のフォーラムは 4 時間以上にわたり、特に行政監督管理筋の要人や学术界と産業界で要となる専門家と学者、データコンプライアンスと独占禁止分野で極めて専門性と実践性のあるベテラン弁護士、有名企業のコンプライアンス責任者などをフォーラムのゲストスピーカーとして招待した。

各業界から 150 人余りの企業法律顧問が一堂に集まり、ゲストから専門分野と実務経験の話を聞いただけでなく、フォーラムに参加した各同業者とデータコンプライアンスおよび独占禁止分野における筆頭の問題と関心事となっている話題をめぐってハイレベルな意見交換を行い、企業コンプライアンスの実務のハンドリングにおけるリスク対応方法を共同で討論し学習した。



華誠パートナーが第 18 回上海知的財産権国際フォーラムに出席、基調講演を行う

10 月 19 日、「デジタル経済時代の知的財産権保護と国際協力」をテーマとした第 18 回上海知的財産権国際フォーラムが上海にて開幕した。今回のフォーラムは中国国家知識産権局、世界知的所有権機関および上海市人民政府が共同で主催し、上海市知識産権局が運営を行った。

10 月 20 日午後、上海市知識産権局が主催し、上海市知的財産権サービス業界協会が運営を行った第 18 回上海知的財産権国際フォーラムのサブフォーラム&第 2 回 SIPSA 知的財産権サービス国際サミットが上海市錦江ホテルの小ホールで成功裏に開催された。今回のサブフォーラムのテーマは「イノベーションの力の凝集、国際協力の強化」であり、中国と外国のゲストらはオンライン、オフラインの同時進行で交流と討論を展開した。

華誠所執行主管パートナーの楊軍弁護士とパートナーの楊煜弁護士が招待を受けて 20 日午後のサブフォーラムのイベントに出席した。

フォーラムでは、楊煜弁護士が招待を受けて「人工知能分野における知的財産権保護の司法実務」をテーマに基調講演を行った。



国家発展改革委員会が「市場参入ネガティブリスト（2021年版）」について意見募集

10月9日、国家発展改革委員会が「市場参入ネガティブリスト（2021年版公開意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見を募集した。

「意見募集稿」には、参入禁止事項6項目、参入許可事項111項目、合計117項目が記載されており、2020年版より6項目減少している。ネガティブリスト以外の産業、分野、業務等については、各種市場主体はいずれも法により平等に参入することができる。このうち、「意見募集稿」では規則に違反して金融関係の経営活動を行うことが禁止されている。非金融機関、金融活動に従事しない企業は、登録名及び経営範囲に原則として「ファイナンスリース」、「商業ファクタリング」、「小額ローン」、「金融」、「資産管理」、「ネットローン」、「インターネット貸借」、「P2P」、「インターネット保険」、「支払」、「外国為替（交換、決済、両替）」、「ファンド管理」などの金融に関連する文言を使用してはならない。

国家発展改革委員会 より



最高人民法院が中級人民法院の管轄する第一審民事事件の基準を調整

9月26日、最高人民法院が「中級人民法院の管轄する第一審民事事件の基準の調整に関する通知」（以下、「通知」という）を出し、10月1日より実施した。

「通知」の規定には次のことが含まれている。一、当事者の住所地がいずれも受理裁判所の所在する省級行政管轄区にある、又はいずれもそこがない場合、中級人民法院は訴額が人民元5億元以上の第一審民事事件を管轄する。二、当事者一方の住所地が受理裁判所の所在する省級行政管轄区にない場合、中級人民法院は訴額が人民元1億元以上の第一審民事事件を管轄する。三、戦区軍事法院、中国人民解放軍直属軍事法院は訴額が人民元1億元以上の第一審民事事件を管轄する。四、新しいタイプの事件、複雑難解な事件又は普遍的な法律適用の指導的意味を有する事件については、民事訴訟法第38条の規定に基づき、上級の人民法院が自ら審理すると決定するか、又は下級の人民法院の報告と請求により自ら審理すると決定することができる。

最高人民法院 より

国家知識産権局が「知的財産権の故意侵害」の認定基準に関する事項を明確化

このほど、国家知識産権局が「『知的財産権の故意侵害』の認定基準に関する事項についての回答」（以下、「回答」という）を公布した。

「回答」では、「知的財産権の故意侵害」の認定基準を細分化するときは、法により知的財産権の保護を強化し、「故意」と「情状が重大」を科学的に区別し、2つの構成要件について不適切なオーバーラップ又は重複した評価を行うことを回避するよう注意すべきであることを明確にしている。また、「回答」では、「市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法」（以下、「弁法」という）第9条に基づき、「知的財産権の故意侵害」行為を重大違法信用失墜名簿に載せるか否かを判断する際には、「弁法」第2条に基づき、当該行為が割と重大な行政処分を受けるべきか否かを判断するとともに、「弁法」第12条に基づき、当該行為が悪質で、情状が重大で、社会に与える被害が割と大きい状況に該当するか否かも判断すべきであると指摘している。



国家知識産権局 より

華誠は、知的財産権の業務分野において業界での先進的な地位に立ち、豊かな経験を有しています。最も早く涉外特許の代理資格を獲得した知的財産権サービス機関の一つとして、華誠の知的財産権業務は、商標、特許、著作権、及び各種の新しいタイプの知的財産権の代理とコンサルティング業務、権利行使・訴訟業務、及び商事知的財産権法律業務などをカバーしています。

華誠がご提供しているサービスには、主に次のことが含まれています。

- 知的財産権代理及びコンサルティング業務
- 知的財産権の権利行使及び訴訟業務
- 商事知的財産権法律業務

データセキュリティとコンプライアンス

情報安全標準化委が「情報安全技術 自動車に係る収集データの安全要件」について意見募集

このほど、全国情報安全標準化技術委員会が国家標準「情報安全技術 自動車に係る収集データの安全要件（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見を募集しており、意見提出の締め切りは12月18日までとなっている。

「意見募集稿」では、自動車に係る収集データの発送、保存、越境などの取扱活動に対する安全要件が規定されている。これらの要件は自動車メーカーによる自動車のデザイン、製造、販売、使用、メンテナンスの展開に適用されるほか、主管監督管理部門、第三者評価機関などによる自動車に係る収集データの取扱活動の監督、管理と評価にも適用される。このうち、データの越境の際の要件について、「意見募集稿」では、車外のデータ、キャビネットのデータ、位置と軌跡のデータは越境させるべきでなく、運行データを越境させる場合は、国家インターネット情報部門が主催するデータ越境安全評価を通過しなければならないと指摘している。

全国情報安全標準化技術委員会 より

工業・情報化部が「工業・情報化分野でのデータセキュリティ管理方法」について意見募集

10月8日、工業・情報化部が「工業・情報化分野でのデータセキュリティ管理方法（試行）（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、社会に向けて意見を求めた。

「意見募集稿」の主な内容は以下の通りである。

- 一、業界管理の職責。
- 二、データの分類等級区分と重要データの安全管理。
- 三、データの全ライフサイクルセキュリティ管理。
- 四、データセキュリティ監視警報と応急管理。
- 五、データ安全検査評価と認証管理。
- 六、監督検査。

「意見募集稿」では、工業、電信データの分類等級区分方法を提出し、一般データ、重要データ、コアデータの判定条件を明確にする。これに基づいて、工業情報化分野の「部－地方－企業」三級連動のデータ分類等級区分、重要データとコアデータの識別認定及びデータ等級区分保護などの業務メカニズムを構築する。また、工業電信業界の重要データとコアデータの全ライフサイクル備案管理制度を構築する。

工業・情報化部 より